

令和2年4月3日

**第5回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示**

4月3日（金）、青森県内では10例目、青森市内では初の新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたことを踏まえ、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、対策本部体制のもと、全庁が連携して新型コロナウイルス感染症への対応について万全を期すため、以下について指示します。

- 保健部において、患者に関連した施設の消毒を行うこと。また、濃厚接触者について迅速に検査し、感染拡大防止に向け適切な健康観察を行うこと。
- 市内での発生から14日間となる4月17日（金）まで、「3つの密」を徹底的に回避するため、不特定多数の方が集まるイベント・行事等について市民の皆さまに強く自粛を求めることとし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応であることの市民への理解と周知を図ること。
- 感染症に関連した生活相談に対応するため、「新型コロナウイルス感染症に係る生活相談窓口」を設置すること。 ※詳細資料3
- 小・中学校については、4月17日（金）まで臨時休校を延長すること。なお、4月7日（火）に予定する入学式のみ厳戒態勢で実施することとし、遠隔授業については予定どおり試行すること。
- 放課後児童会については、引き続き、長期休業中に準じた体制をとること。
- 市内立地企業の協力を得て、生産した布マスクの増産を引き続き急ぐこと。

市民の皆さまにおかれましては、冷静に行動していただきますよう、また、これまでと同様に新型コロナウイルスを含む感染症予防として、引き続き、手洗いの徹底やうがい、咳エチケットなど、通常の感染予防対策を行い、換気の悪い密閉空間や、人々が密集する場所、密接した距離での会話など、「3つの密」を避ける行動をとっていただくようお願いいたします。

また、体調において、発熱などのかぜ症状がある場合には、外出を控える、会社を休む等の行動をとり、37.5度以上の発熱が4日以上続く場合や強いだるさや息

苦しきある場合には、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」に相談願います。

なお、発熱症状以外の相談については、「帰国者・接触者相談センター」ではなく、新しく設置する「新型コロナウイルス感染症に係る生活相談窓口(電話番号 017-718-1904)」に相談して下さるよう願います。